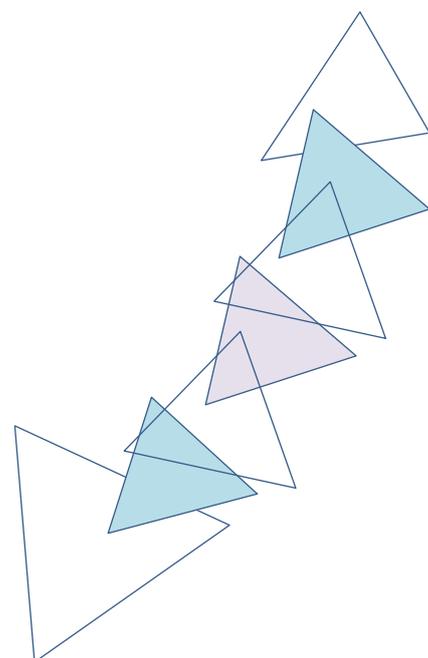




西東京市生涯学習推進指針

(令和6年度～令和10年度)

西東京市教育委員会



目次

1.	生涯学習についての基本的な考え方.....	1
	(1) 生きることは学ぶこと -ユネスコ学習権宣言-	1
	(2) 生涯学習の理念.....	2
	(3) 知識基盤社会への対応.....	3
	(4) 学びの循環 -循環型の地域学習社会の創造-	3
	(5) これからの生涯学習.....	4
2.	指針の位置付け・期間.....	5
	(1) 指針の位置付け.....	5
	(2) 指針の期間.....	5
3.	生涯学習に関する市民の「いま」.....	6
	(1) 市民の4人に1人は高齢者.....	6
	(2) 生涯学習の推進についての満足度・重要度は高まっている.....	7
	(3) 生涯学習への要望は高い.....	8
4.	生涯学習推進のための視点・基本理念・方向性.....	9
	視点1 自ら学ぶ.....	9
	基本理念1 すべての市民が主体的に学習できる環境づくり.....	9
	方向性1.....	9
	視点2 学びを支える.....	9
	基本理念2 市民にとって多様な学びがすぐそこに.....	9
	方向性2.....	9
	視点3 学びをつなぐ・育む.....	10
	基本理念3 「循環型の地域学習社会」の実現に向けた参画と協働の仕組みづくり.....	10
	方向性3.....	10

策定にあたって

西東京市教育委員会では、これまで平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の期間とする生涯学習推進指針を策定し、生涯学習の推進に向けて取組を進めてまいりました。この度、生涯学習推進指針の期間が終了を迎えることから、この間の社会情勢の変化や、社会教育委員からいただいた意見を踏まえ、見直しを行い、新たな指針を策定することといたしました。

生涯学習では、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であり、人生 100 年時代を見据えた仕組みづくりが求められています。

さらに、持続可能な開発目標 (SDGs) をはじめとした国際的な取組も広がり、国は平成 28 年に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を策定し、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進しています。

これからの生涯学習を展望したときに、人生 100 年時代を見据え、市民一人ひとりが豊かな生涯学習活動を行えることが重要です。生涯学習を取り巻く環境は少子高齢化、国際化、地域コミュニティの変容、ライフスタイルの多様化、情報化など、この先も変化し続けることが予想されます。西東京市教育委員会は、あらゆる変化にも対応し、市民一人ひとりが将来にわたり継続的に豊かな生涯学習活動を行うことができ、さらに地域や社会の持続的な発展や「循環型の地域学習社会」の実現に向けた参画と協働の仕組みづくりを推進してまいります。

1. 生涯学習についての基本的な考え方

「生涯学習」とは¹⁾、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。



(1) 生きることは学ぶこと — ユネスコ学習権宣言 —

昭和60年、ユネスコ国際成人教育会議において「学習権宣言」が採択されました。この宣言では、「学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。」と、学ぶ権利がすべての人間の普遍的かつ基本的な権利であ

ることが明示されています。さらに、学習が人類を自らの歴史を創造する主体へと変えること、学ぶ権利なくして人間の発達はありませんとするなど、世界的に学習の役割の重要性も確認されました。

また、学習する権利は、単に与えられた権利として享受するだけではなく、学習者自身も自分の人生や歴史の主人公としての自覚を持ち、自己実現を図るための自己学習や相互学習により主体的に学習を進めていくことの大切さも示しています。

(2) 生涯学習の理念

平成2年の中央教育審議会の答申「生涯学習の基盤整備について」では、生涯学習の推進にあたって留意する点として、「生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。」が示されています。

生涯学習における学習活動は、意図的・組織的な活動の中で行われるだけでなく、個人が取り組むスポーツ・レクリエーション、文化活動やボランティア活動の中でも行われています。学習の機会も、学校、職場、地域社会などのあらゆる場を通じて提供されています。このように、生涯学習は、生きていくなかで繰り広げられる様々な学習の総称であり、各人の生活や生きかたに深く関わっているものといえます。

生涯学習の理念は、平成18年の教育基本法の改正により、教育基本法第3条で、「国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定され、これからめざすべき生涯学習社会のあり方が明確にされました。

これまで生涯学習という言葉は、趣味や生きがいと関わりが深いイメージがありました。しかし、生涯学習の持つ広い理念が改めて着目されてきたことから、今後の生涯学習の取組では、学習により生活課題の解決や個人の成長、生きがいを見出すことはもとより、学習の成果が広く認められ、さらにその成果を活かしていく取組も重要になってきました。

(3) 知識基盤社会への対応

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代であるといわれています。すなわち、今まで自分の持っていた概念や知識だけではなく、幅広い知識や柔軟な思考力に基づく判断が一層必要とされる社会のことです。そのため、生涯にわたり、あらゆる学習の場・機会を活用して、学習者の主体性により学びを進めることを求める理念と実践である生涯学習への期待は大きく、多彩な生涯学習活動を行い、その学習成果が活かされるような生涯学習社会の実現をめざした取組は、今後ますます重要になっています。

(4) 学びの循環 —循環型の地域学習社会の創造—

生涯学習社会の実現、それは市民一人ひとりの自己実現であるとともに、市民の生きる場、他者と共存する生活の場である地域をより豊かなものにしていくことにもつながります。これまでも生涯学習において、学びの循環は大切にされてきました。

平成20年の中央教育審議会の答申では、「各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった『知識の循環型社会』を構築することは、持続可能な社会の基盤となり、その構築にも貢献するもの」と示されています。

市民にとっての生活の場である地域は、他者との共存を基調とした「学習の場」でもあり、市民一人ひとりが地域の中で自由に学習活動を行うことにより、豊かな生活を創り、生き生きと暮らすことができます。また、地域に開かれた学習機会に参画することで地域とのつながりが生まれ、つながりのなかで市民それぞれが学んだ成果を活かし、市民が相互に学びあうことで、地域づくりへと発展していきます。さらに、学習成果が活用された経験が、新たな学習意欲を生み、より個人が学びを深めることにもつながると考えます。

こうした生涯学習の促進により、市民の地域社会への参加意識が高まり、自分たちの暮らしているまちを自分たちの手でより良くするために、新たな学習活動を生み出すという循環が期待できます。

(5) これからの生涯学習

令和5年に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、「人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイング(Well-being)²の実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備すること。多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図ること。」が目標として掲げられています。

また、学習を通じたつながりあいの地域の創造には、人と人をつなげ、人と地域をつなげるコーディネーターの役割を担う人材が必要です。

令和2年から新たに生まれた社会教育士は、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、社会教育施設や教育委員会事務局だけではなく、地域、社会、世界で解決が目指される多様な課題に取り組む地方公共団体の各部署や、NPO、企業、学校などのほか、地域活動やボランティア活動などにおいても、活躍されることが期待されています。このことから地域をつなげていくコーディネーターの役割を担う人材の発掘・育成が大切であることが分かります。

人生100年時代を見据え、市民一人ひとりが豊かな生涯学習活動を行える学習環境や、学習を通じて人と人、人と地域のつながりがコーディネートされ、学びが循環することが大切です。



2 ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。(第4期教育振興基本計画 p.8)

2. 指針の位置付け・期間

(1) 指針の位置付け

本指針は、西東京市教育計画の基本方針の一つである「多様な『学び』と『つながり』を通じた生涯学習の推進に向けて」の実現に向けて、生涯学習の分野における基本的な考えや方向性を示すものです。

(2) 指針の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
教育計画					
生涯学習推進指針					

3. 生涯学習に関する市民の「いま」

(1) 市民の4人に1人は高齢者



西東京市人口推計調査報告書(令和4年11月)によれば、年少人口(0~14歳)は、令和6年の24,700人(人口に対する割合は12.0%)から、令和10年には23,684人(同11.5%)となる見込みです。

その一方で、老年人口(65歳以上)は、令和6年の49,563人(同24.1%)から、令和10年には50,793人(同24.7%)となる見込みで、市民の4人に1人は高齢者という予測がなされています。



・自ら学習できる環境づくり

人生100年時代を見据え、すべての市民が学びたいときに学び、生涯を通じて活躍できるよう、自ら学習できる環境づくりが大切です。

・学ぶ機会の多様化

価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの変容などの環境の変化のなかでも、人と人との関わりあいながら学び続けられるように、学ぶ機会の多様化も重要です。



- ・自ら学習できる環境づくり
- ・学ぶ機会の多様化

→ 視点1「自ら学ぶ」

→ 視点2「学びを支える」

(2) 生涯学習の推進についての満足度・重要度は高まっている



西東京市市民意識調査(令和4年3月)によれば、「生涯学習の推進」については、CS(Customer Satisfaction=顧客満足)分析によると、平成27年度調査、平成29年度調査、令和3年度調査で2か年続けて、満足度、重要度ともに上昇しています。文化芸術の分野では、満足度・重要度ともに2か年続けて上昇しているのは、「生涯学習活動の推進」のみとなっています。



・学習ニーズにきめ細かく応える学習機会の提供

この調査結果は、これまで社会教育施設のほか、文化・スポーツ施設などで、多様な学習機会や学習支援サービスの充実を図ってきた成果といえます。

少子高齢化が進む今後は、市民がそれぞれのライフステージに合わせ、自分に合った学習や活動に出会えるよう、多様な事業主体との連携・協働など、これまで以上に市民の多様な学習ニーズにきめ細かく応える学習機会の提供が求められます。

・相互の学びあい

これからも予想される厳しい財政状況にあって、現状の行政サービスを維持するためには、市民・団体・行政など多様な主体のつながりや協働が一層必要となります。多様な主体がつながるなかで、相互に学びあいながら、学びを通じた地域での関係づくりが求められます。それはまた、地域課題の解決にもつながります。



・学習ニーズにきめ細かく応える学習 → 視点2「学びを支える」
機会の提供

・相互の学びあい

→ 視点3「学びをつなぐ・育む」

(3) 生涯学習への要望は高い



西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告書（令和5年3月）によれば、生涯学習の必要性を「感じる」割合は、青少年94.2%、一般市民91.7%となっています。

生涯学習を行うにあたって困っている点として多かったのは、青少年では「忙しくて時間がない」が63.5%、「費用がかかる」が42.3%、「どうやって活動すればいいかわからない」が29.8%となっています。一般市民では「費用がかかる」が39.6%、「仕事が忙しくて時間がない」が36.6%、「開催されている講座や利用できる施設などがわからない」が29.0%となっています。

学びたいときに学べるようにするための取組として、青少年では、「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」が47.1%、「施設の開館時間の延長や利用手続きの簡素化」が42.3%、「指導者の確保・育成」と「休日や夜間など講座の充実」が30.8%となっています。一般市民では、「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」が44.3%、「施設の開館時間の延長や利用手続きの簡素化」が41.1%、「講座や教室数の増加」が36.4%となっています。



・様々な形態での情報の提供

気軽に学習に取り組むためには、生涯学習情報を必要としている人に適した方法で届くよう、市報や公民館だより、図書館だよりなどの紙媒体、市ホームページや図書館ホームページといった電子媒体など、引き続き、様々な形態での情報の提供に努める必要があります。

・質の高い学習支援サービスの提供や利用しやすい施設運営

今後さらに、公民館、図書館などの施設が、市民の学習活動の拠点として活用されるよう、時代や社会の変化に適應した質の高い学習支援サービスの提供や利用しやすい施設運営への取組が必要です。

・コーディネートする人材の発掘・育成

より多くの市民が、学習に参加し、地域活動への参画できるようにするためには、連携・協働をコーディネートする人材の発掘・育成が必要です。



- | | |
|--------------------|----------------------------|
| ・様々な形態での情報の提供 | → 視点1「自ら学ぶ」
視点2「学びを支える」 |
| ・質の高い学習支援サービスの提供 | → 視点2「学びを支える」 |
| ・利用しやすい施設運営 | → 視点1「自ら学ぶ」
視点2「学びを支える」 |
| ・コーディネートする人材の発掘・育成 | → 視点3「学びをつなぐ・育む」 |

4. 生涯学習推進のための視点・基本理念・方向性

西東京市教育委員会では、これからの生涯学習のあり方として、市民が自ら学び、行政がそれらの学びを支え、学習者相互がつながりあう「循環型の地域学習社会」をめざし、学びを通じて生まれる人々のつながりや、地域づくりを推進していきます。

視点1 自ら学ぶ

基本理念1 すべての市民が主体的に学習できる環境づくり

方向性1

生涯学習では、自ら主体的に学ぶことが大切です。その実現に向けて、誰もが学びたいときに学び、より多くの市民が主体的に地域の中で学び続け、学びの成果を十分発揮できるように、自ら学習できる環境づくりを推進します。

視点2 学びを支える

基本理念2 市民にとって多様な学びがすぐそこに

方向性2

市民一人ひとりの学びたいという思いの実現には、市民の学習ニーズを把握し、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供する必要があります。また、学習者相互のつながりや交流を大切に、学びを通じた豊かな人間関係を築き、共に生き、共に学びあう生涯学習の推進を目指すことも大切です。

そのためには、市民の学習ニーズや地域課題の把握に努め、市民の学習に対する高い関心に応えた充実した学習機会や、学習者相互のつながりや交流を意識した学習機会を、関係機関とも連携しながら提供します。

視点3 学びをつなぐ・育む

基本理念3 「循環型の地域学習社会」の実現に向けた参画と協働の仕組みづくり

方向性3

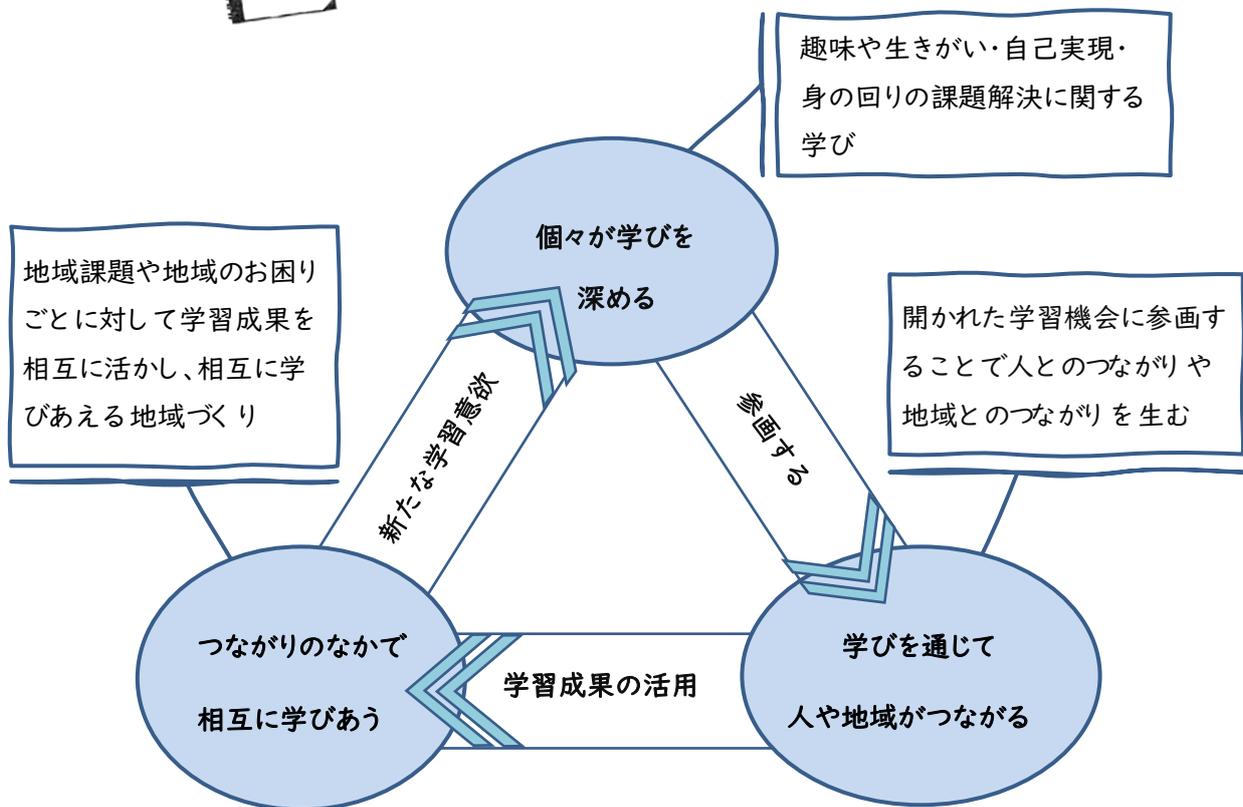
本指針の「循環型の地域学習社会」は、①個々が学びを深め、②個々の学びが大切にされつつ、学びを通じて市民・団体・行政など多様な主体がつながりあい、③つながりのなかで地域課題の解決ができるような、相互に学びあう社会のことを指します。

「循環型の地域学習社会」の実現に向けては、学びを通じて多様な主体が参画し、協働することが大切です。そのためには、相互によりよいパートナーシップを築き、学びを通じて多様な主体がつながりを深められるよう、連携と協働をコーディネートする人材を発掘・育成することが必要です。

このような「循環型の地域学習社会」の実現に向けた仕組みづくりを推進します。



循環型地域学習社会のイメージ



西東京市生涯学習推進指針

令和6年3月

編 集 西東京市教育委員会教育部社会教育課

発 行 西東京市教育委員会

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

042-464-1311(代表)



西東京市生涯学習推進指針

“だれもが主役”で輝く
循環型の地域学習社会の創造をめざして